

○厚生労働省告示第二十八号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第二十三条の二第一項の規定に基づき、薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第百十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月一日

厚生労働大臣 田村 憲久

別表三百八十八の項使用目的、効能又は効果の欄を次のように改める。

体内にカテーテル等を経口的又は経皮的に挿入し、及び配置するために用いること。ただし、中心循環系に接触しない又は中心循環系を経由しないものに限る。

別表七百六十一の項使用目的、効能又は効果の欄を次のように改める。

カテーテル等の挿入及び留置のために使用するものであること。ただし、中心循環系に接触しない又は中心循環系を経由しないものに限る。